

○貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）

（第三条関係）

【公布即施行分】

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（過労運転の防止）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 貨物自動車運送事業者は、酒気を帯びた状態にある乗務員を事業用自動車に乗務させてはならない。</p> <p>6 貨物自動車運送事業者は、乗務員の健康状態の把握に努め、疾病、疲労その他の理由により安全な運転をし、又はその補助をすることができないおそれがある乗務員を事業用自動車に乗務させてはならない。</p> <p>7・8（略）</p> <p>（点呼等）</p> <p>第七条 貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の乗務を開始しようとする運転者に対し、対面（運行上やむを得ない場合は電話その他の方法）次項において同じ。）により点呼を行い、次に掲げる事項について報告を求め、事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示をしなければならぬ。ただし、輸送の安全の確保に関する取組が優良であると認められる営業所において、貨物自動車運送事業者が点呼を行う場合にあつては、当該貨物自動車運送事業者は、対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定めた機器による点呼を行うことができる。</p> <p>一 酒気帯びの有無</p> <p>二 疾病、疲労その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無</p> <p>三 道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第四十七条の</p>	<p>（過労運転の防止）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>（新規）</p> <p>5 貨物自動車運送事業者は、乗務員の健康状態の把握に努め、疾病、疲労、飲酒その他の理由により安全な運転をし、又はその補助をすることができないおそれがある乗務員を事業用自動車に乗務させてはならない。</p> <p>6・7（略）</p> <p>（点呼等）</p> <p>第七条 貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の乗務を開始しようとする運転者に対し、対面（運行上やむを得ない場合は電話その他の方法）により点呼を行い、次に掲げる事項について報告を求め、事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示をしなければならぬ。ただし、輸送の安全の確保に関する取組が優良であると認められる営業所において、貨物自動車運送事業者が点呼を行う場合にあつては、当該貨物自動車運送事業者は、対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定めた機器による点呼を行うことができる。</p> <p>（新規）</p> <p>一 疾病、疲労、飲酒その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無</p> <p>二 道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第四十七条の</p>

二 第一項及び第二項の規定による点検の実施又はその確認

2 貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の乗務を終了した運転者に対し、対面により点呼を行い、当該乗務に係る事業用自動車、道路及び運行の状況並びに他の運転者と交替した場合にあっては第十条第四号の規定による通告について報告を求めなければならない。ただし、輸送の安全の確保に關する取組が優良であると認められる営業所において、貨物自動車運送事業者が点呼を行う場合にあっては、当該貨物自動車運送事業者は、対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定めた機器による点呼を行うことができる。

3 貨物自動車運送事業者は、前二項に規定する点呼のいずれも対面（輸送の安全の確保に關する取組が優良であると認められる営業所において、貨物自動車運送事業者が点呼を行う場合にあっては、国土交通大臣が定めた機器による方法を含む。）で行うことができない乗務を行う運転者に対し、当該点呼のほかに、当該乗務の途中において少なくとも一回電話その他の方法により点呼を行い、第一項第一号及び第二号に掲げる事項について報告を求め、事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示をしなければならない。

4 (略)

(運転者)

第十七条 貨物自動車運送事業者の運転者は、前条に定めるもののほか、事業用自動車の乗務について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 酒気を帯びた状態にあるときは、その旨を貨物自動車運送事業者に申し出ること。

二 疾病、疲労その他の理由により安全な運転をすることができないおそれがあるときは、その旨を貨物自動車運送事業者に申し出ること。

二〇八 (略)

二 第一項及び第二項の規定による点検の実施又はその確認

2 貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の乗務を終了した運転者に対し、対面（運行上やむを得ない場合は電話その他の方法）により点呼を行い、当該乗務に係る事業用自動車、道路及び運行の状況並びに他の運転者と交替した場合にあっては第十条第四号の規定による通告について報告を求めなければならない。ただし、輸送の安全の確保に關する取組が優良であると認められる営業所において、貨物自動車運送事業者が点呼を行う場合にあっては、当該貨物自動車運送事業者は、対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定めた機器による点呼を行うことができる。

3 貨物自動車運送事業者は、前二項に規定する点呼のいずれも対面（輸送の安全の確保に關する取組が優良であると認められる営業所において、貨物自動車運送事業者が点呼を行う場合にあっては、国土交通大臣が定めた機器による方法を含む。）で行うことができない乗務を行う運転者に対し、当該点呼のほかに、当該乗務の途中において少なくとも一回電話その他の方法により点呼を行い、第一項第一号に掲げる事項について報告を求め、事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示をしなければならない。

4 (略)

(運転者)

第十七条 貨物自動車運送事業者の運転者は、前条に定めるもののほか、事業用自動車の乗務について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(新規)

一 疾病、疲労、飲酒その他の理由により安全な運転をすることができないおそれがあるときは、その旨を貨物自動車運送事業者に申し出ること。

二〇八 (略)

(運行管理者等の選任)

第十八条 (略)

2 (略)

3 一般貨物自動車運送事業者等は、運行管理者資格者証(以下「資格者証」という。)若しくは道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)第二十三条の二第一項に規定する運行管理者資格者証を有する者又は国土交通大臣が認定する講習を修了した者のうちから、運行管理者の業務を補助させるための者(以下「補助者」という。)を選任することができる。

4 (略)

(運行管理者の選任等の届出)

第十九条 一般貨物自動車運送事業者等は、法第十八条第三項の規定による届出をしようとするとき(解任以外の理由により運行管理者でなくなったときを含む。)は、次に掲げる事項を記載した運行管理者選任(解任)届出書を提出しなければならない。

一 三 (略)

四 運行管理者が交付を受けている資格者証の番号及び交付年月日

五・六 (略)

(運行管理者の業務)

第二十条 運行管理者は次に掲げる業務を行わなければならない。

一 三 (略)

四 第三条第五項の規定により、同項の乗務員を事業用自動車に乗務させないこと。

四の二 第三条第六項の規定により、乗務員の健康状態の把握に努め、同項の乗務員を事業用自動車に乗務させないこと。

五 第三条第七項の規定により、交替するための運転者を配置すること。

六 七 (略)

(運行管理者等の選任)

第十八条 (略)

2 (略)

3 一般貨物自動車運送事業者等は、国土交通大臣が認定する講習を修了した者のうちから、運行管理者の業務を補助させるための者(以下「補助者」という。)を選任することができる。

4 (略)

(運行管理者の選任等の届出)

第十九条 一般貨物自動車運送事業者等は、法第十八条第三項の規定による届出をしようとするとき(解任以外の理由により運行管理者でなくなったときを含む。)は、次に掲げる事項を記載した運行管理者選任(解任)届出書を提出しなければならない。

一 三 (略)

四 運行管理者が交付を受けている運行管理者資格者証(以下「資格者証」という。)の番号及び交付年月日

五・六 (略)

(運行管理者の業務)

第二十条 運行管理者は次に掲げる業務を行わなければならない。

一 三 (略)

(新規)

四 第三条第五項の規定により、乗務員の健康状態の把握に努め、同項の乗務員を事業用自動車に乗務させないこと。

五 第三条第六項の規定により、交替するための運転者を配置すること。

六 七 (略)

2・4 (略)

(受験資格)

第三十一条 試験は、試験の日の前日において、道路運送法第二条第二項に規定する自動車運送事業(貨物軽自動車運送事業を除く。)の用に供する事業用自動車又は特定第二種貨物利用運送事業者の事業用自動車の運行の管理に関し一年以上の実務の経験を有する者でなければ、受けることができない。

2・3 (略)

2・4 (略)

(受験資格)

第三十一条 試験は、試験の日の前日において、道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)第二条第二項に規定する自動車運送事業(貨物軽自動車運送事業を除く。)の用に供する事業用自動車又は特定第二種貨物利用運送事業者の事業用自動車の運行の管理に関し一年以上の実務の経験を有する者でなければ、受けることができない。

2・3 (略)